



平成 28 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 福 田 組
 代表者名 代表取締役社長 太田 豊彦
 (コード番号： 1899)
 問合せ先 執行役員経営企画部長 大塚 進一
 電話番号 (TEL 025-266-9111)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払 込 期 日	平成 28 年 12 月 16 日(金)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 123,000 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき金 1,121 円
(4) 資 金 調 達 の 額	137,883,000 円
(5) 処 分 方 法	第三者割当の方法によります。
(6) 処 分 先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(7) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 28 年 2 月 26 日付で「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」（以下、「BBT 制度」といいます。）の導入を公表し、その後、平成 28 年 3 月 29 日開催の第 89 回定時株主総会において、役員報酬として決議されました（BBT 制度の概要につきましては、平成 28 年 2 月 26 日付「業績連動型株式報酬制度導入に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

また、当社は、平成 27 年 11 月 27 日付で従業員向けに「株式給付信託（J-ESOP）」（以下、「J-ESOP 制度」といいます。）を導入しており、当該 J-ESOP 制度に係る信託に対して金銭を追加拠出することを本日付の取締役会で決議いたしました（追加拠出の詳細につきましては、本日付「株式給付信託（J-ESOP）への追加拠出に関するお知らせ」をご参照下さい。）。

本自己株式処分は、BBT 制度及び J-ESOP 制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、資産管理サービス信託銀行株式会社（BBT 制度及び J-ESOP 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約（以下、それぞれ「BBT 契約」及び「J-ESOP 契約」といいます。）に基づいて設定される信託（以下、それぞれ「BBT 契約」及び「J-ESOP 契約」といい、あわせて「本信託」といいます。）の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

処分価額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
137,883,000 円	—	137,883,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

本自己株式処分により調達する資金については、全額を払込期日以降の諸費用支払い等の運転資金として充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理については、当社預金口座にて管理を行います。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日までの3か月間（平成28年8月25日から平成28年11月24日まで）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均である1,121円（円未満切捨）といたしました。

取締役会決議日の直前営業日までの3か月間の終値平均を基準としたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、平成27年11月27日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」に基づき、J-ESOP制度の導入時に設定された信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分した際の処分条件と平仄を合わせる事が妥当であると判断したためです。

なお処分価額1,121円については、取締役会決議日の直前営業日の終値1,137円に対して98.59%を乗じた額であり、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均1,163円（円未満切捨）に対して96.39%を乗じた額であり、あるいは同直近6か月間の終値平均1,106円（円未満切捨）に対して101.36%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち2名は社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量については、役員株式給付規程に基づき信託期間のうち平成28年12月末日で終了する事業年度から平成30年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度中に当社の取締役及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に付与すると見込まれるポイントに相当する株式数と、株式給付規程に基づき信託期間のうち平成28年12月末日で終了する事業年度中に当社の従業員に付与すると見込まれるポイントに相当する株式数を合算した株式数に相当するものであり、平成28年6月30日現在の発行済株式総数に対し0.27%（小数点第3位を四捨五入、平成28年6月30日現在の総議決権個数44,453個に対する割合0.28%）となりますが、BBT制度及びJ-ESOP制度による当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）の給付は取締役等の退任又は従業員の退職等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは考えられません。

また、当社としては、本自己株式処分はBBT制度については取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、J-ESOP制度については従業員の意欲や士気を高めるためのものであり当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

以上のことにより、株式の希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

①名称 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）

②BBT契約の内容

信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	役員株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社
	みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
受益者	取締役等を退任した者のうち、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

信託管理人 当社と利害関係のない第三者を選定
 信託契約日 平成 28 年 12 月 16 日（予定）
 信託設定日 平成 28 年 12 月 16 日（予定）
 信託の期間 平成 28 年 12 月 16 日（予定）から信託が終了するまで

③J-ESOP 契約の内容

信託の種類 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
 信託の目的 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付すること
 委託者 当社
 受託者 みずほ信託銀行株式会社
 みずほ信託銀行株式会社は、資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
 受益者 従業員を退職した者のうち、株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
 信託管理人 当社の従業員より選定
 信託契約日 平成 28 年 12 月 16 日（予定）
 信託設定日 平成 28 年 12 月 16 日（予定）
 信託の期間 平成 28 年 12 月 16 日（予定）から信託が終了するまで

④上場会社と処分先の関係等

当社と処分先との間に資本関係、人的関係及び取引関係はございません。また、処分先は当社の関連当事者ではありません。

(1)	名 称	資産管理サービス信託銀行株式会社		
(2)	所在地	東京都中央区晴海一丁目 8 番 12 号 晴海トリトンスクエア タワー乙		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森脇 朗		
(4)	事業内容	マスタートラスト業務、有価証券資産の管理業務、 確定拠出年金の資産管理業務		
(5)	資本金	50,000 百万円		
(6)	設立年月日	平成 13 年 1 月 22 日		
(7)	発行済株式数	1,000,000 株		
(8)	決算期	3 月 31 日		
(9)	従業員数	619 人（平成 27 年 9 月 30 日現在）		
(10)	主要取引先	事業法人、金融法人		
(11)	主要取引銀行	－		
(12)	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 54% 第一生命保険株式会社 16% 朝日生命保険相互会社 10%		
(13)	当事会社間の関係			
	資本関係	該当事項はありません。		
	人的関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		
	関連当事者への該当状況	みずほ信託銀行株式会社の再信託受託先としての株式給付信託（従業員向け給付型）取引。		
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態	（単位：百万円。特記しているものを除く。）		
	決算期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
	純資産	58,535	59,419	60,385
	総資産	735,648	1,993,528	5,473,232
	1 株当たり純資産（円）	58,535	59,419	60,385
	経常収益	22,651	23,785	24,500
	経常利益	1,911	1,792	1,721

当期純利益	1,169	1,129	1,129
1株当たり当期純利益(円)	1,169.04	1,129.20	1,129.27
1株当たり配当額(円)	240.00	230.00	230.00

※なお、資産管理サービス信託銀行株式会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社であり、同社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報（企業行動規範等）に基づく調査により、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 処分先を選定した理由

BBT 信託の導入及び J-ESOP 信託への追加拠出に伴い、上記信託契約に基づき、再信託受託者である資産管理サービス信託銀行株式会社に設定されている信託E口に処分を行うものであります。

(3) 処分先の保有方針

処分先である資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、上記信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程及び株式給付規程に基づき信託財産である当社株式等を受益者に給付するために保有するものであります。

当社は処分先である資産管理サービス信託銀行（信託E口）との間におきまして、払込期日（平成28年12月16日）より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書締結の内諾を得ております。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から本信託に拠出される信託金が処分期日において信託財産内に存在する予定である旨、BBT 契約書案及び J-ESOP 契約書案により確認を行っております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処 分 前 (平成 28 年 6 月 30 日現在)		処 分 後	
公益財団法人 福田育英会	7.44%	公益財団法人 福田育英会	7.44%
株式会社 第四銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	4.89%	株式会社 第四銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	4.89%
福田直美	4.80%	福田直美	4.80%
福田フジ	3.63%	福田フジ	3.63%
小沢和子	3.58%	小沢和子	3.58%
福田石材 株式会社	3.41%	福田石材 株式会社	3.41%
福田組共栄会	2.85%	福田組共栄会	2.85%
福田勝之	2.59%	福田勝之	2.59%
福田浩士	2.58%	福田浩士	2.58%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.40%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.40%

- (注) 1. 処分前（平成28年6月30日現在）に、当社は自己株式310,190株（0.69%）を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 処分後の大株主及び持株比率については、平成28年6月30日現在の株主名簿を基準としたものであります。
3. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式の割合で記載しております。
4. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

8. 今後の見通し

当期業績予想への影響は軽微であると考えます。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、① 希釈率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結) (単位:百万円)

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
売上高	127,365	146,241	154,067
営業利益	4,153	5,667	8,166
経常利益	4,144	6,386	8,363
当期純利益	3,265	5,611	8,573
1株当たり当期純利益	73.16	125.69	192.07
1株当たり配当金(円)	5.00	7.00	12.00
1株当たり純資産(円)	728.04	844.50	1,041.36

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成28年6月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	44,940,557株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始値	425円	494円	1,020円
高値	498円	1,246円	1,367円
安値	272円	388円	734円
終値	493円	1,025円	1,242円

② 最近6ヵ月間の状況

	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始値	1,145円	1,197円	1,041円	1,114円	1,090円	1,115円
高値	1,319円	1,210円	1,168円	1,154円	1,136円	1,239円
安値	1,144円	981円	965円	997円	1,024円	1,104円
終値	1,210円	1,040円	1,144円	1,096円	1,115円	1,237円

③ 処分決議日直前取引日における株価

	平成28年11月24日現在
始値	1,145円
高値	1,145円
安値	1,136円
終値	1,137円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

1 1. 処分要項

(1) 処分する株式の種類および数	普通株式 123,000 株
(2) 処分価額	1 株につき金 1,121 円
(3) 資金調達額	137,883,000 円
(4) 処分方法	第三者割当の方法によります。
(5) 処分先	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）
(6) 申込期日	平成 28 年 12 月 16 日(金)
(7) 払込期日	平成 28 年 12 月 16 日(金)
(8) 処分後の自己株式数	118,190 株

※処分後の自己株式数は、平成 28 年 6 月 30 日現在の自己株式数を基準として記載しております。

以 上